

大倉岳高原スキー場第4リフト建設工事
公募型プロポーザル実施要領

1. 工事の概要

(1) 工事名

大倉岳高原スキー場第4リフト建設工事

(2) 目的

大倉岳高原スキー場第4リフト建設工事においては、大倉岳高原スキー場全体の魅力向上を目指して、民間事業者のノウハウ・最新技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に事業を推進する。

また、乗客の安全性の確保、快適性の向上を図るとともに、トータルコストの縮減を図ることを目的とする。

更に、終点箇所最適な空間の再検討、並びに終点からウェーデルンコースまでの効率的な勾配改善を行うことで、コース間の連絡性を向上させ、スキー競技の競技力向上は元より、市民の健康増進とレクリエーション活動に寄与するものとする。

これらの目的を履行するため、当該工事について、公募型プロポーザル方式を実施する。

(3) 工事の内容

リフトの新設及び付帯工事、ウェーデルンコースへのアクセス向上及びホットハウス関係工事及びそれに伴う設計業務

(4) 課題に対する技術提案及び留意すべき事項の提案を求める特定テーマ

①新設リフト利用者の利便性向上のため、積雪・地形を考慮した始点乗り場の設定、また、終点降り場スペースの安全対策についての提案。

②新設リフトの安全性についての提案。

③ホットハウスの利便性を向上する提案。

(5) 履行期間

契約締結の日から平成31年11月30日まで

(平成31年春スキー場営業終了日の翌日以降より現地工事可能)

(6) 提案上限額

全体工事費	272,000,000円	(消費税含む)
平成30年度支払限度額	2,000,000円	(消費税含む)
平成31年度支払額		残額

(7) 工事場所

小松市尾小屋町地内

2. 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 参加申込の時点から委託契約締結日までのいずれかの日において、小松市の指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 工事実施上の条件

- (1) 国内で索道製作する自社工場を有していること。
- (2) 一般社団法人日本索道工業会の会員メーカーであること。
- (3) 日本国内にて過去10年間にチェアリフトの建設実績を有すること。
- (4) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおり。
 - ①配置予定技術者の資格

技術者は以下の資格を有するものとする。

一級土木施工管理技士の資格を保有している者
 - ②技術者の同種又は類似工事の実績（過去10年間）

技術者の実績として、下記に示される「同種又は類似工事」がある者とする。（平成20年度以降に完了した工事）

同種又は類似工事：索道工事建設工事

4. 現場説明会

(1) 日時：平成30年5月21日（月） 10：00

(2) 場所：大倉岳高原スキー場事務所

(3) 参加申込

期 限：平成30年5月18日（金） 13：00 締切

提 出 先：小松市にぎわい交流部スポーツ育成課

方 法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式第7号）

5. 参加表明書等の交付場所及び交付方法等

「参加表明書等」及び「技術提案書等」など、必要書類は小松市ホームページからダウンロードすること。

6. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

参加表明及び技術提案書等に関する質問

期 限：平成30年5月25日（金） 16：00 締切

提 出 先：小松市にぎわい交流部スポーツ育成課

方 法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式第8号）

※電話質問は不可。

(2) 質問の回答について

回答については、質問回答書として取りまとめを行い、小松市ホームページに掲載する。

参加表明及び技術提案書に関する質問に対する質疑事項への回答

平成30年5月31日（木）

7. 参加表明書等の提出手続き

(1) 参加表明書提出期限等

期 限：平成30年6月8日（金） 16：00 締切

提 出 先：小松市にぎわい交流部スポーツ育成課

方 法：持参または郵送

提出部数：1部

(2) 技術提案書等提出期限等

期 限：平成30年7月6日（金） 16：00 締切

提 出 先：小松市にぎわい交流部スポーツ育成課

方 法：持参または郵送

提出部数： 各様式とも10部ずつ提出

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8. 参加表明書等の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、設計及び施工における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

(2) 参加表明書の作成方法

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②配置予定の技術者の資格、経歴等の状況（様式第2号）
- ③日本国内での過去10年間のチェアリフトの施工実績
- ④アフターサービス体制
- ⑤貴社の特徴
- ⑥一般社団法人日本索道工業会の会員証書の写し

別紙様式に指定のあるものは、ダウンロードして使用すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。様式に指定の無いものは可能な限り簡潔に記載すること。

参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の技術者について、経歴等を記載する。・記載様式は、技術者について様式第2号を用いることとし、技術者1名につき、A4版1枚に記載する。

(3) 技術提案書等の作成方法

- ①技術提案書（様式第3号）
- ②工事の実施方針（様式第4号）
- ③特定テーマに対する技術提案（様式第5号）
- ④大倉岳高原スキー場第4リフト建設工事に係る費用（様式第6号）
- ⑤見積書
- ⑥見積書の内訳明細書
- ⑦仕様書及び見積条件
- ⑧リフトの配置計画図

- ⑨線路計画図
- ⑩機械装置、建物及び設備設計図及び配置図
- ⑪支柱標準設計図
- ⑫停留場の造成内容
- ⑬各設備の維持管理等の特徴
- ⑭リフト建設後10年間の管理経費一覧表

別紙様式に指定のあるものは、ダウンロードして使用すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。様式に指定の無いものは可能な限り簡潔に記載すること。

技術提案書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・スキー場全体の魅力向上に繋げる配置・設置計画、ウェーデルンコースまでの勾配改善計画、リフトの仕様（快適性・特徴）を簡潔に記載する。 ・記載にあたり、イメージ図、簡易なスケッチ程度を含み着色は可とする。 ・記載様式は様式第4号とし、A4版4枚までとする。
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本要領の1. 工事概要（4）技術提案及び留意すべき事項の提案を求める特定テーマに対する取り組み方針を具体的に記載する。 ・記載にあたり、イメージ図、簡易なスケッチ程度を含み着色は可とする。 ・特定テーマ設計条件を考慮した提案とする。 ・記載様式は様式第5号とし、1テーマにつきA4版（図表等を含む）2枚までとする。
大倉岳高原スキー場第4リフト建設工事に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容による工事費を算出する。 ・記載様式は様式第6号とする。

※提出後の技術提案書等の再提出及び修正は認めない。

9. 提案審査会

- (1) 貴社の技術提案について15～20分程度説明を求める。
- (2) 説明者は1社2名以内とする。
- (3) 平成30年7月下旬に予定。参加表明者に6月中に通知する。

10. 審査要領

(1) (2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された技術提案書及びヒアリングの結果に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

	審査項目	配点	備考
1	配置予定技術者の評価	5	委員一人当たり
2	維持管理経費、アフターサービス体制	5	委員一人当たり
3	実施方針	5	委員一人当たり
4	施設の快適性、特徴	10	委員一人当たり
5	特定テーマに対する技術提案 (特定テーマ①, ②, ③)	各 5 (15)	委員一人当たり
6	工事に係る費用	10	委員一人当たり
計		(50)	

11. 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

12. 日程 (予定)

平成30年 5月16日 (水)	公募開始
平成30年 5月21日 (月)	現場説明会
平成30年 5月25日 (金)	プロポーザル実施要領に関する質疑事項締切
平成30年 5月31日 (木)	プロポーザル実施要領に関する質疑事項への回答
平成30年 6月 8日 (金)	参加表明書提出期限
平成30年 7月 6日 (金)	技術提案書等提出期限
平成30年 7月中旬 (予定)	提案審査会 (プレゼンテーション審査)
平成30年 7月下旬 (予定)	契約予定者決定

※提出書類の内容を審査した上でプレゼンテーション審査対象者を選考する。

13. 契約の締結

小松市は、審査委員会が決定した者と速やかに協議を行い提案見積額を上限に契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を

締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

14. 提出先・問い合わせ先

小松市 にぎわい交流部 スポーツ育成課

郵便番号：923-8650

住 所：石川県小松市小馬出町9 1 番地

電 話：0761-24-8139 FAX：0761-23-6404

受付時間：9:00～17:00

E-mail：sports@city.komatsu.lg.jp

担 当 者：木村

15. その他の留意事項

- (1) 既設第4リフト付近の地質データは5月下旬に市より提供。
- (2) 提案書の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された申込書、提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料を求める場合がある。
- (6) この工事は小松市監督者の指示により、提案内容を一部変更することがある。
- (7) 提出された書類は小松市情報公開条例の規定に基づき公開することがある。
- (8) プロポーザルを辞退する場合は辞退届を提出すること。(様式第9号)
- (9) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア. 本応募要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ. 期限後に提案書を提出した者